

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	<b>土地収用法の規定による鑑定人等の旅費及び手当の支給に関する条例</b>	公 布 日	昭和27年3月18日	
条例番号	<b>昭和27年三重県条例第3号</b>	直近改正日	平成14年7月2日	
所管部局課	<b>総務部法務・文書課</b>	電話番号	059-224-2163	
条例の概要	<b>土地収用法第65条による鑑定人及び参考人として出頭した者の旅費ならびに手当支給に関し、必要な事項を定めるものである。</b>	条例の種類	<b>委任型</b>	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	土地収用法第65条の規定に基づき、条例で定めることが必要である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	土地収用法における鑑定人又は参考人の旅費及び手当の支給に関しては、同法第65条第6項により、条例で定める必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	土地収用法における鑑定人又は参考人の旅費及び手当の支給に関しては、同法第65条第6項により、条例で定める必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	土地収用法第65条第6項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	鑑定人等の旅費、手当の支給内容等に関して、具体的に規定しており、条例の目的と整合している。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	鑑定人等の旅費、手当の支給を定めることは収用委員会の審理を迅速に進めるうえでも必要なことである。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	収用委員会における鑑定人等の旅費及び手当の支給に関する条例を廃止した場合、収用委員会の運営に支障を来たすこととなる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条例の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	<b>改正・廃止の必要はない</b> 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		<b>無</b>	<b>無</b>